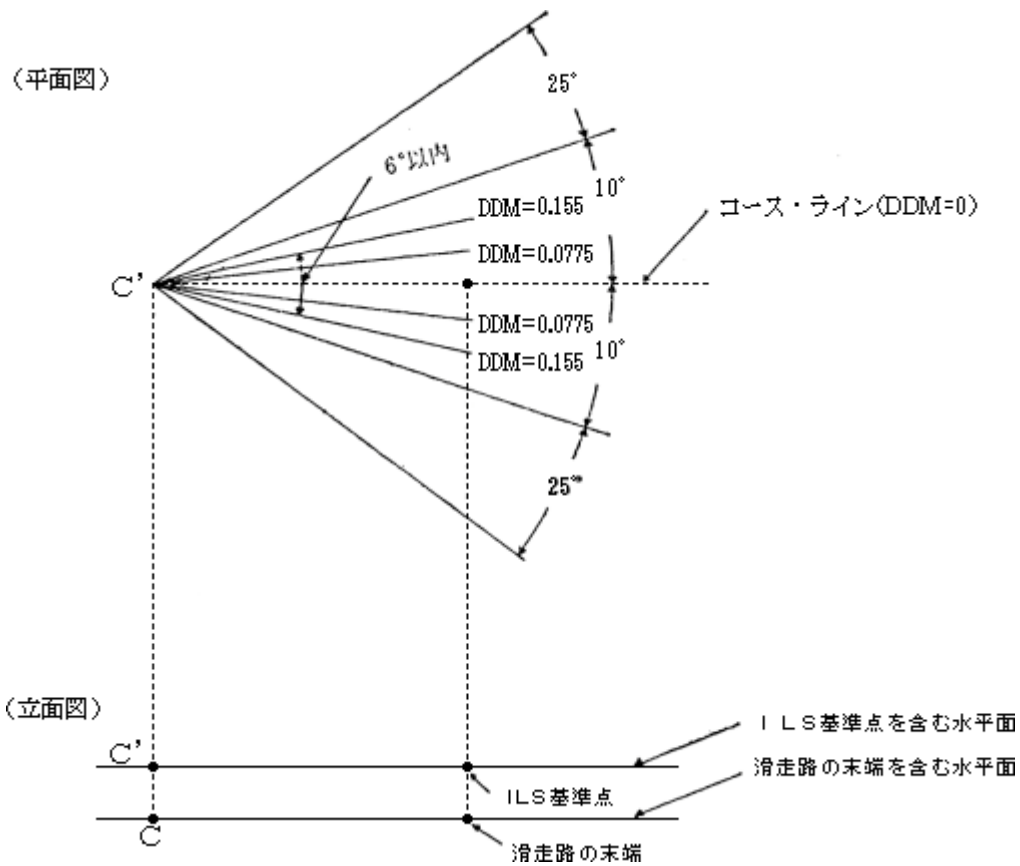


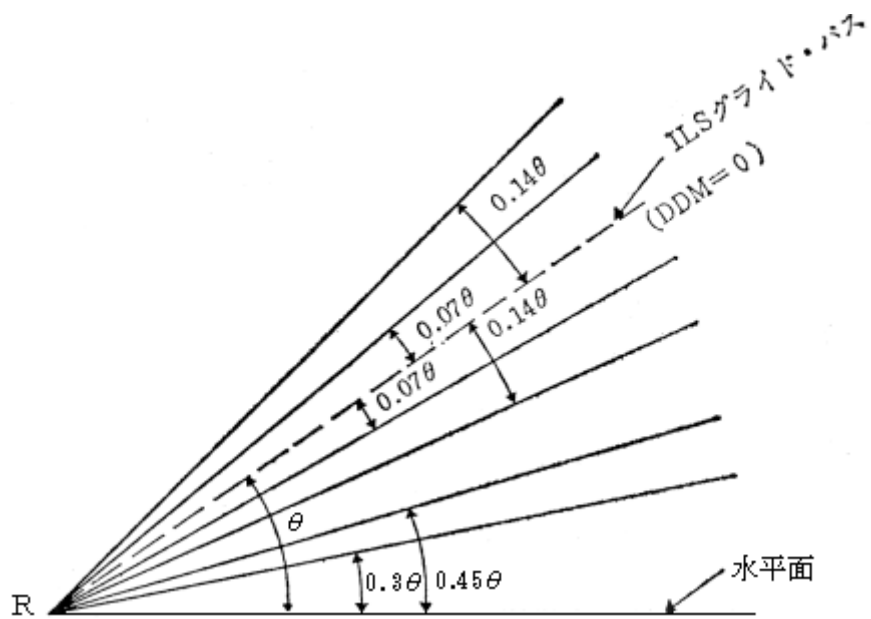
別図第十一号 偏位感度及び角度偏位感度(第45条の12の7関係)

1 ローカライザ



- 注1 コース・ラインを基準とする偏位感度は、半コース・セクタ(コース・ラインを含む水平面において、DDMの値が0.0775以下となる扇形状の区域であつて、コース・ラインを含むものをいう。以下別図第十二号において同じ。)内で、C' からILS基準点までの距離に等しい点において、毎メートル0.00145(許容偏差は、17%とする。)であること。
- 2 コース・ラインの両側において、DDMの値は、0から0.18までは角度偏位に対し直線的に増加するものであり、0.18となる角度から10° までの角度の範囲内において、0.18以上であること。
- 3 コース・ラインから両側にそれぞれ10° を超え35° までの角度の範囲内において、DDMの値が0.155以上であること。
- 4 「C」は、ローカライザの空中線の輻射体の中心部とする。

## 2 グライド・パス



注1 ILSグライド・パスの上下にそれぞれ $0.07\theta$ から $0.14\theta$ までの角度の範囲内において、DDMの値が $0.0875$  (許容偏差は、 $25\%$ とする。)となること。

2 ILSグライド・パスの下側においてDDMの値は、 $0$ から $0.22$ までは角度偏位に対し直線的に増加するものであり、水平面から $0.3\theta$ 以上の角度において、 $0.22$ となること。ただし、水平面から $0.45\theta$ 以上の角度においてDDMの値が $0.22$ となる場合にあつては、当該角度から $0.45\theta$ までの角度の範囲内においてDDMの値が $0.22$ 以上であること。

3 「 $\theta$ 」は、設計上のILSグライド・パスと水平面のなす角度とする。